

# 片品村合宿・研修等支援事業要領

R6.4 むらづくり観光課

## < 事業趣旨 >

補助事業の内容は変更になる場合があります。

コロナ禍以降、合宿の廃止及び縮小が続いているなど、合宿、企業研修が減少する中で、合宿の回復並びに他合宿地域との差別化を図るため、合宿、研修を実施する団体に助成を実施し誘客、集客を図ることを目的とする。

## < 補助対象者 >

片品村外の社会人や小・中・高・大学・短期大学・専門学校等のクラブ・サークル・ゼミ・研修等（スポーツまたは文化活動の違いは問いません）

- ※ 大会、イベント、会議等に係る宿泊は対象外
- ※ 同一年度内の同一団体への補助は1回限りとする。（同一団体で複数の施設に分宿する場合は、それぞれ宿泊施設単位での申請が必要。）
- ※ 各募集期間における事業実施期間内において1つの宿泊施設に対して、補助金を利用できる団体は、2つの団体までとする。（2つの団体を超える場合は、抽選とする。）
- ※ 各募集期間の予算額を超える場合は、抽選とする。
- ※ 日帰り合宿は対象外とする。

## < 補助対象要件 >

### 期間

令和6年6月22日から令和7年3月31日までの間に片品村内で実施する合宿、企業研修等。

### 要件

- ・参加者数及び宿泊者数が1日10人以上で事業実施の初日から2泊までの延べ宿泊者数が20人以上であること
  - \*補助金上限額は、1団体100,000円とする（片品村の電子地域通貨で交付）
- ・補助金のうち7割を事業開始までに交付、3割を事業終了後に交付する
- ・当該年度内に事業が完了すること
- ・主に営利を目的としていないこと
- ・宗教的又は政治的活動を目的としていないこと
- ・合宿、研修等に係わる経費で他の補助金等の交付を受けていないこと
- ・その他村長が不適切と認めるものでないこと
  - \*大会、イベント、会議等の参加に係る宿泊は対象外

### 宿泊

合宿等に参加する者が、村内の旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業に係る施設を利用し、延べ宿泊者数が(20人以上)の宿泊を伴うこと。  
\*補助対象は、事業実施の初日から2泊までとする。  
\*日帰り合宿は、対象外

<補助金額>

	区分	延べ人数	補助額（1泊）	上限 （1団体）	補助金交付方法
補助額	合宿 研修等	1日10人以上の宿泊で 2泊までの延べ宿泊者数が 20人以上	1人1泊 × 1,000円  最大2泊まで	100,000円	片品村電子 地域通貨 OZE DAPPAY （おぜだっпей）

補助金（電子地域通貨）のうち、7割までを事業開始までに交付、残りを事業終了後に交付

補助金（電子地域通貨）の交付は、7割までと残額をそれぞれ1枚ずつの地域通貨カードで交付

## 幅広く補助金を活用するために

### 補助金申請団体を選定する抽選の実施

合宿・研修を実施する団体及び村内の宿泊施設が幅広く補助金を活用できるように次の上限を設定させていただきます。上限を超えた場合は、抽選により申請団体を選定させていただきます。

#### 1. 宿泊施設への補助金利用の上限を設定

各募集期間において1つの宿泊施設に対して、補助金を利用する団体の受入を2団体までの上限を設定します。

#### 2. 補助金の予算額

各募集期間において補助金の予算額を設定します。

## 補助金の申込（宿泊施設の補助金利用団体の上限及び予算額を超えた場合は抽選）

### 1. 募集時期

事業実施時期により3回の募集を行う

- 1次募集 6月22日から8月末までに合宿・研修を開始する団体が対象
- 2次募集 9月から11月末までに合宿・研修を開始する団体が対象
- 3次募集 12月から3月末までに合宿・研修を開始及び完了する団体が対象

### 2. 募集期間

#### ● 1次募集

募集期間 令和6年5月7日（火）～ 令和6年5月23日（木）まで（17日間）  
抽選等結果発表 令和6年5月30日（木）（抽選がない場合も同じ）  
補助金交付申請受付期限 事業開始日の20日前

#### ● 2次募集

募集期間 令和6年6月25日（火）～ 令和6年7月12日（金）まで（18日間）  
抽選等結果発表 令和6年7月17日（水）（抽選がない場合も同じ）  
補助金交付申請受付期間 令和6年8月1日（木）～ 事業開始日の20日前まで

#### ● 3次募集

募集期間 令和6年9月25日（水）～ 令和6年10月11日（金）まで（17日間）  
抽選等結果発表 令和6年10月16日（水）（抽選がない場合も同じ）  
補助金交付申請受付期間 令和6年11月1日（金）～ 事業開始日の20日前まで

## 申込み方法

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

片品村合宿・研修等支援事業補助金申込書

片品村長 様

団体名  
申請者氏名 印  
申請者住所  
電話番号

片品村合宿・研修等支援事業補助金の交付を受けたいので、片品村合宿・研修等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申し込みます。

<p><b>【片品村合宿・研修等支援事業補助金交付要綱を必ず一読してください】</b></p> <p><input type="checkbox"/> ←(チェック)片品村合宿・研修等支援事業補助金交付要綱の内容を確認いたしました。</p> <p>※<input checked="" type="checkbox"/>の無いものは無効といたします。</p> <p><b>【注意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●補助金の対象となる団体は、1日の宿泊者数が10人以上で延べ宿泊者数が20人以上の団体です。</li> <li>●補助金の対象となる宿泊は事業実施の初日から2泊までです。補助金の上限額は100,000円です。</li> <li>●次の場合抽選を行います。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各募集期間における事業実施期間内において同一宿泊施設に2団体を超える申込があるとき。</li> <li>2. 各募集期間における予算額を超える申込があるとき</li> </ol> </li> </ul>	
1	団体名
2	区分 合宿 ・ 研修 ・ その他 ( )
3	事業の名称
4	事業概要
5	実施時期 年 月 日 ～ 年 月 日 ( 泊)
6	延べ宿泊者数 1日 人 × 泊 = 延べ宿泊者数 人 ※延べ宿泊者数=1日の宿泊者数×宿泊数
7	補助金額 円 (100,000円以上は、100,000円) ※補助金額=延べ宿泊者数×1,000円 ※補助金は片品村電子地域通貨（おぞだっぺい）にて交付いたします。
8	宿泊施設名 ※正確に記入してください。

当該補助金は、各募集期間における事業実施期間内において1つの宿泊施設に対して2団体までの利用上限を設けているため、申込み後の宿泊施設の変更があった場合、抽選の申込み及び当選結果を無効とさせていただきます。

●抽選に当選した団体は、当選後に補助金申請書を提出いただき事業実施後に実績報告書の提出をしていただきます。

役場使用欄	
抽選番号	受付印

指定の様式にてむらづくり観光課へ提出  
・メール又は郵送(提出期限到着分まで)



受理した申請書に抽選番号を付与  
受付印を押印



写しを申込団体へ返送  
・メール又は郵送



申込み完了

### 【注意事項】

補助金は各募集期間における事業実施期間内において1つの施設に対して2団体までの利用上限を設けているため、申込み後の宿泊施設の変更があった場合、抽選申込み及び当選結果を無効とします。

## 抽選方法

- 抽選は、最初に宿泊施設の上限を超えた場合の抽選を行い、次にその時点で予算額を超えていた場合の抽選を行います。
- 抽選結果については片品村のホームページに掲載します。



申請者

抽選結果後の手続きの流れ

片品村

事業開始日の20日前までに申請書提出

補助金申請

- ①様式2 補助金申請書
- ②別紙1 実施計画書
- ③別紙2 団体概要調書
- ④別紙3 宿泊者名簿
- ⑤片品村内の宿泊予約がわかる書類
- ⑥申請者の本人が確認できる書類の写し(顔写真入り)

増減があるときは変更申請書を提出

(実施日7日前までに提出)

- ①様式5 変更承認申請書

合宿、研修等実施

実績報告提出

- ①様式7 実績報告書
- ②別紙4 実施報告書
- ③別紙5 宿泊者名簿
- ④宿泊を証明できる書類
- ⑤合宿研修等の記録写真

事業開始日の20日前までに申請書提出

交付決定

審査・補助金額決定

補助金額確定

確定通知書、変更承認書

事業開始までに簡易書留にて地域通貨発行(7割)

片品村

実施後速やかに提出

地域通貨3割を発行(簡易書留)

## 申込書及び交付申請書提出先

〒378-0498

群馬県利根郡片品村大字鎌田3967-3

片品村役場 むらづくり観光課 合宿・研修等補助係宛

TEL 0278-58-2112

FAX 0278-58-2110(代表)

メール [kanko@vill.katashina.gunma.jp](mailto:kanko@vill.katashina.gunma.jp)